東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務
公募型プロポーザル募集要領

本事業における運用業務は、令和9年度以降の福島県当初予算の成立を前提に事業化される事業であるため、令和9年度福島県当初予算成立前には、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。
なお、このことにより企画提案者において損害が生じた場合にあっても、県においてはその損害について一切負担しません。

１ 目的

この要領は、「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務」について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務を委託する事業者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

２ 業務の概要

（１）業務の名称
「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務」
（２）業務の仕様等
「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。
なお、契約相手方候補者の特定後に提案内容を反映した仕様等を決定し、契約を締結するものとする。
（３）履行期限
移行：令和9年3月31日（水）
運用：令和14年3月31日（水）
（４）提案の上限額
１，259，409千円（消費税及び地方消費税を含む）

３ プロポーザル担当課（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

福島県企画調整部デジタル変革課（担当：鹿目）
所在地　〒960-8670　福島県福島市杉妻町２番１６号（福島県庁本庁舎5階）
電話番号　024-521-7136
e-mail　jouhou_system@pref.fukushima.lg.jp

４ プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる事項の全てを満たすこと。
（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（２）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、このプロポーザルに参加することに支障がないと認められる者であること。
（３）企画提案書提出日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
（４）暴力団等反社会的勢力に該当する者でないこと。

５ 参加資格の確認の手続

企画提案書を提出しようとする者は、次により参加申込書等を提出し、参加資格の確認申請を行うものとする。

（１）提出書類及び提出部数

次に掲げるものを各１部

ア 公募型プロポーザル参加申込書（第１号様式）

イ 会社概要等整理表（第2号様式）

ウ 定款の写し

エ 法人登記簿謄本（最新の履歴事項全部証明書）の写し

※ 提出日より3ヶ月以内のものに限る。

オ 直近2事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）

キ 業務受託実績整理表（第４号様式） 及び添付資料（契約書の写し等、受注の状況を確認できる書類）

（２）提出期限

令和8年４月１５日(水)午後5時までとする。

（３）提出方法

前記「３ プロポーザル担当課」に直接持参又は郵送すること。

郵送による場合は簡易書留等配達の記録が残る方法とし、前記⑵提出期限までに必着とすること。

封筒に「「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務」参加申込書類在中」と朱書きすること。

（４）提出後の変更等

提出後における記載内容の追加及び変更は認めない。

（５）結果の通知

参加資格の確認の結果は、文書により通知する。

なお、参加者としての資格を有しない者に対しては、資格を有しないと判断した理由を付して通知を行うものとする。

６ 企画提案書に記載する内容

企画提案書には、以下の項目を必ず記載すること。

（１）業務及び提案事項

提案するサービスの概要や、提案事項等の具体的な内容・実施方法、アピールしたい点、仕様書に記載されていない内容についての追加提案等。

（２）企画提案書に記載すべき事項及び評価項目

評価項目は、別紙1「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務評価項目」のとおり。企画提案書の記載にあたっては、各評価項目について、本県の求める内容（仕様書に記載している内容）にどこまで対応可能なのか、どこは対応できないのかを明記すること。対応できない場合は代替提案を行うこと。

（追加提案又は代替提案に係る記載箇所は、その部分が分かるようにすること。）

（３）業務実施スケジュール

業務実施スケジュールや業務実施上の配慮事項等。

・限られた期間での機器調達及び構築を実現するための工夫。

・効率的にプロジェクトを遂行するためのプロジェクト管理の方法。

（４）業務体制

・提案する業務を実施するに当たっての組織体制や、外部協力事業者や関係機関との協力体制等。

・環境構築及びサポートに係る業務体制。

（5）業務全般について

・業務全般について、特に重要と考える事項や工夫

7　プロポーザルの手続き

（1）スケジュール

令和8年4月　3日(金)		公告、書類交付開始、質問受付開始
4月14日(火)	午後5時	質問受付終了
4月15日(水)	午後5時	参加申込書提出期限
4月17日(金)		質問回答期限
5月22日(金)	午後5時	企画提案書提出期限
5月29日（金）		審査会（ヒアリング）
6月上旬		結果通知
8月上旬		契約

（2）募集要領等の入手

募集要領、提出書類の様式等は、福島県企画調整課のウェブページ「企画調整部入札情報」（ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html ）からダウンロードすること。

上記3に掲げる課においても配布する。郵送では配布しない。

なお仕様書については、上記のウェブページには掲載しない。配布を希望する場合は、上記3に掲げる課に会社名及び担当者名を記載したメールを送信するとともに、電話にて連絡を行うこと。

配布した仕様書については、今回の企画提案書の作成のみに用いるものとし、第三者に開示又は漏えいしたり他の目的に使用したりしてはならない。

（3）質問の受付

募集要領等に関し疑義がある場合は、「公募型プロポーザルについての質問票（第5号様式）」を次のとおり提出するものとする。

ア　受付期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月14日（火）午後5時（必着）まで

イ　提出方法

電子メールにより、上記3に掲げる課に送付すること。電話による質問は受け付けない。なお、電子メールで発信した旨を必ず電話で連絡すること。

ウ　回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答について、令和8年4月17日（金）までに、上記（2）に掲げる福島県企画調整課のウェブページ「企画調整部入札情報」に掲載する。

（4）企画提案書等の提出

ア　提出書類

次に掲げるものを各1部

（ア）公募型プロポーザル企画提案書送付書（第6号様式）

（イ）企画提案書（任意様式）

（ウ）見積書（第7号様式）

イ　提出期限

令和8年5月22日(金)午後5時（必着）

ウ　提出先

上記3に掲げる課

エ　提出方法

提出書類の電子データを、オンラインストレージ等に保存し、ダウンロード情報を電子メールにより上記3に掲げる課に送付すること。また、電子メールで発信した旨を必ず電話で連絡すること。なお、USBメモリー等の電子媒体による提出は受け付けない。

また、企画提案書を印刷し、本サービスを利用する団体（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県）に1部ずつ提出すること。提出先の詳細については別途連絡する。

（5）企画提案書等の作成及び提出に係る留意事項

ア 仕様書等に基づき作成すること。

イ 記載は簡潔明瞭であること。文書を補完する図表、写真等を適宜使用すること。

ウ 企画提案書は1参加者につき、1提案書とする。

エ 企画提案書の様式は任意様式とする。ただし用紙はA4判で統一し、片面印刷とすること。なお、用紙の方向（縦横書）は問わない。

オ ページ番号は、表紙及び目次を除き、通し番号として印字すること。

カ 企画提案書等の再提出は提出期限内に限り認める。差し替えは全部差し替えとし、部分的な差し替えは認めない。

キ 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

（6）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 企画提案書を提出した者が上記4に定める要件を満たしていない場合。

イ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が、上記2（4）に定める賃貸借契約額の上限を超える場合。

ウ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

エ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

オ 虚偽の内容が記載されている場合。

8 契約相手方候補者の選定方法

（1）審査方法

企画提案の審査は、別途設置する審査会において、ヒアリングによる評価を行い、最も優れた提案を行ったと認められた者を契約相手方候補者として選定する。

なお、本プロポーザルに参加を希望するものが多数だった場合は、書類審査を実施し、ヒアリングの対象者を選定する。

（2）ヒアリングの実施

ヒアリングの実施日：令和8年5月29日（金）

ヒアリング対象者には、別途時間等を連絡する。

（3）評価基準

評価基準については、別紙1「東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行・運用業務　評価項目」のとおり。

9 契約等に関する事項

（1）契約書

県は、審査委員会が選定した契約相手方候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、契約相手方候補

者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認するなど見積書の内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。契約相手方候補者と協議が整わない場合は、順位点の合計が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

（2）契約保証金について

契約相手方となった者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

（3）契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

（4）委託料の支払い方法

業務完了後、清算払いとする。支払いの回数については、契約相手方候補者との協議により決定する。

10　その他

（1）提出された書類は返却しない。

（2）提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。

（3）提出された書類の記載内容等を確認するため、提案者等に問い合わせをすることがある。

（4）公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（5）提出書類について、県は必要に応じて審査等のために審査委員会委員に複写・提供する。

（6）第三者からの企画提案書の開示請求に関しては、企画提案書の提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しない。（福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条第3号アに該当）

（7）企画提案書の提出者自身の評価結果の順位及び評価点数に関しては、通知日の翌日から2週間以内の書面（任意様式）による提出者自身の申し出により、開示するものとする。

（8）この公募型プロポーザルに係る一連の手続及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。